

傷病者の搬送及び受け入れの
実施基準等に関する検討会
作業部会報告書（案）

平成 21 年 9 月〇日

目 次

はじめに

1 消防法の改正について

(1) 背景

(2) 改正の内容

2 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について

第1号（分類基準）

傷病者的心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

第2号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

第3号（観察基準）

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

第4号（選定基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

第5号（伝達基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

第6号（受入医療機関確保基準）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

第7号（その他基準）

傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

（号数は消防法第35条の5第2項各号を指す。）

3 協議会について

4 傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析について

5 都道府県間の調整について

1 消防法の改正について

傷病者の搬送及び医療機関による受入れをより適切かつ円滑に行うため、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されることとなった。

（1）背景

平成18年及び平成19年に奈良県で、平成20年に東京都で発生した妊婦の救急搬送事案など、救急搬送において受入医療機関の選定が困難な事案が全国的に発生し社会問題化したところである。こうした事態を受け消防庁と厚生労働省が行った、救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査によると、平成20年において、重症以上の傷病者の救急搬送約41万件のうち約1万7千件（約4.1%）の事案で、また、産科・周産期傷病者の救急搬送約1万6千件のうち約1千件（約6.3%）の事案で、救急隊が現場に到着してから医療機関の選定を終え現場を出発するまでに30分以上を要するなど、受入れは大変厳しい状況となっており、また、選定困難事案が首都圏、近畿圏などの大都市部に多く見られるなど、地域的な特徴も明らかとなったところである。

こうした選定困難問題を解決するためには、救急医療に携わる十分な医師の確保、勤務条件の改善などの構造的な問題を解決しなければならないことが指摘されているが、当面の対応として現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携を強化するなどの対策を講じることが必要である。事実、大都市部においても、傷病者の搬送及び受入れの際に、傷病者の状況に応じた搬送について関係者間で明確なルールを共有することで、円滑で質の高い救急搬送及び受入れを行っている地域もあるところである。

このような状況に加え、近年の医療の進歩とともに、傷病の発生初期に実施すると効果的な医療技術が発達しているところであり、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を迅速かつ適切に実施

することの重要性が増しているところである。

今回の消防法の改正は、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することを目指すものである。

(2) 改正の内容

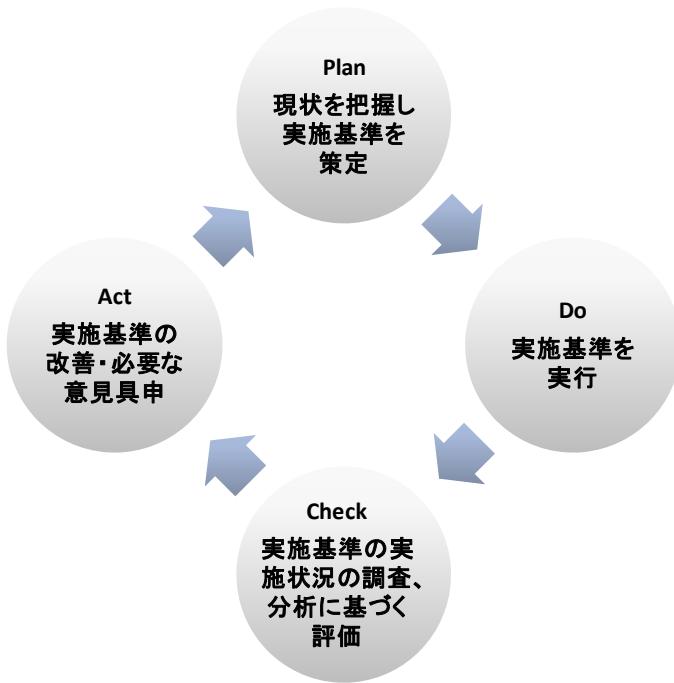
今回の消防法改正により、各都道府県に、消防機関や医療機関等が参画する協議会を設置するとともに、救急搬送及び受入れの実施に関するルール（実施基準）を策定することが義務づけられた。

また、協議会において実施基準に基づく救急搬送及び受入れの実施状況を調査・分析し、その結果を実施基準の見直しに反映させることとされている。

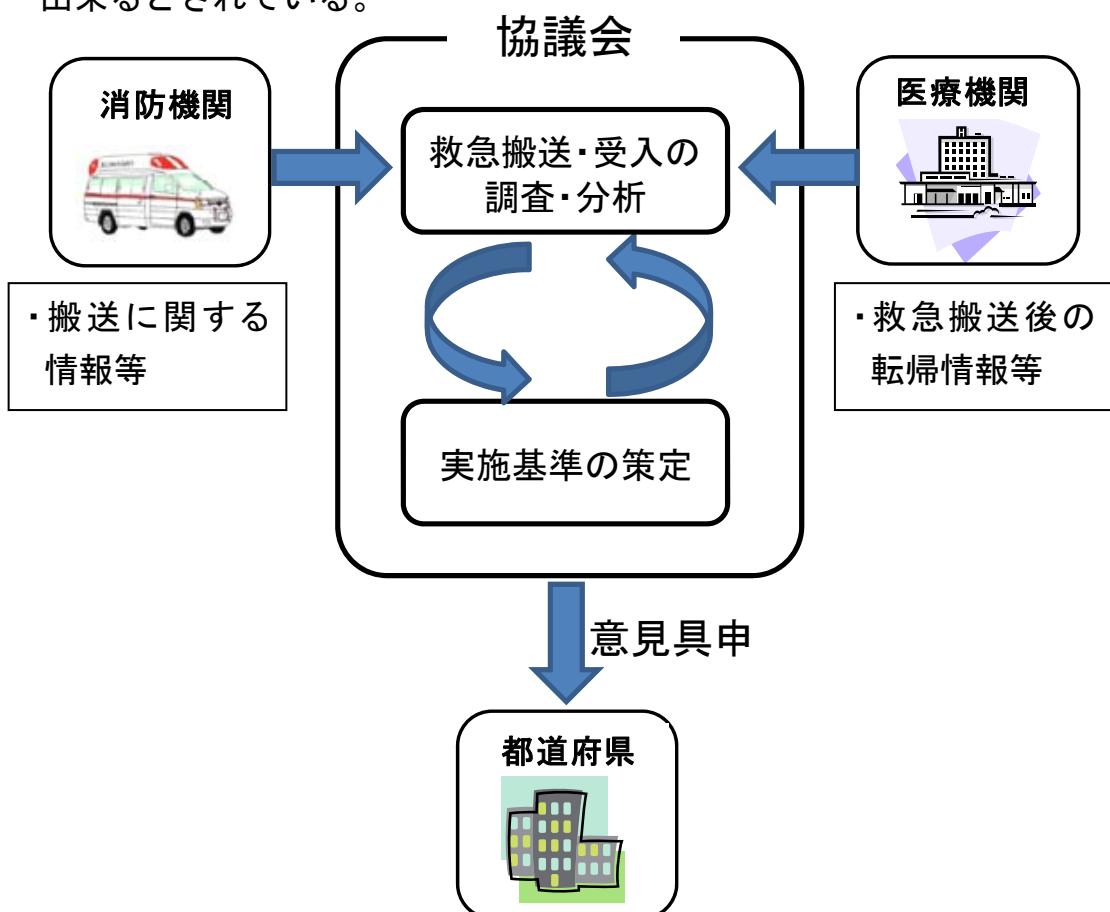
このことは、P D C A サイクル（plan-do-check-act cycle）を活用し、より質の高い救急搬送及び受入れを目指すものであり、消防機関と医療機関がそれぞれ保有する客観的なデータを収集・分析することが極めて重要である。

特に従来、消防機関が保有する搬送に関する情報と、医療機関が保有する救急搬送後の転帰情報等を合わせて分析することが一般には行われていないが、傷病者の状況に応じた適切な医療を提供するための実施基準の策定とその見直しを行うためには、両者の情報を合わせ分析することが必要である。

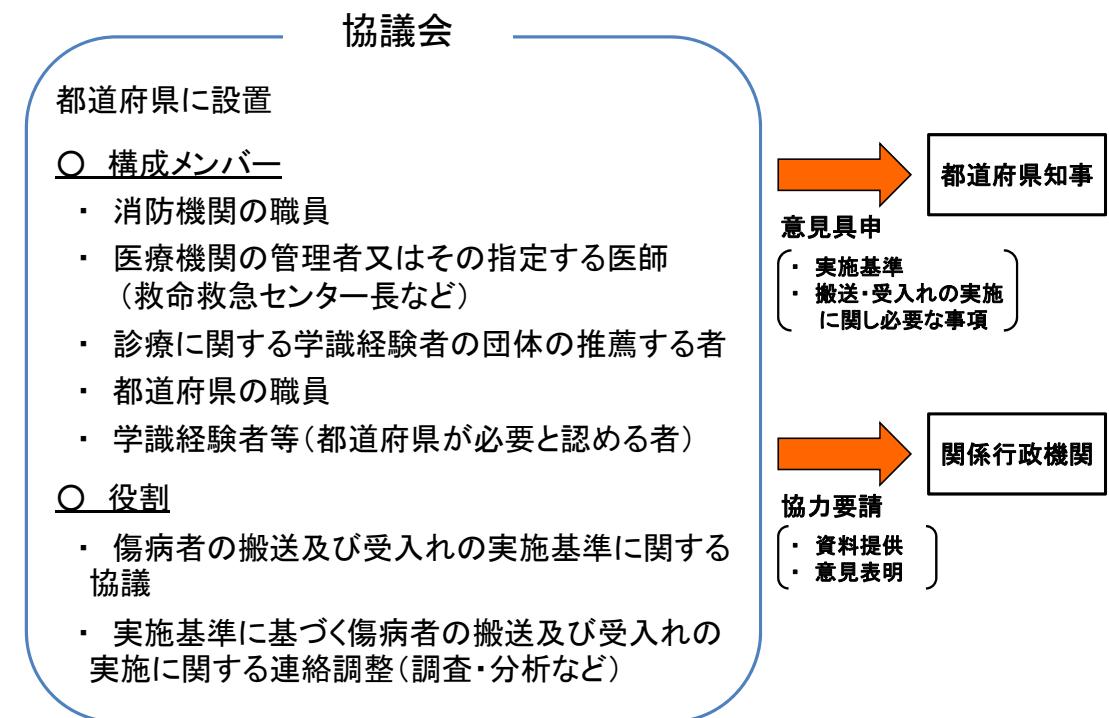
これらの調査・分析に基づき地域の実情を把握し不断の見直しを行うサイクルを実施することが重要である。



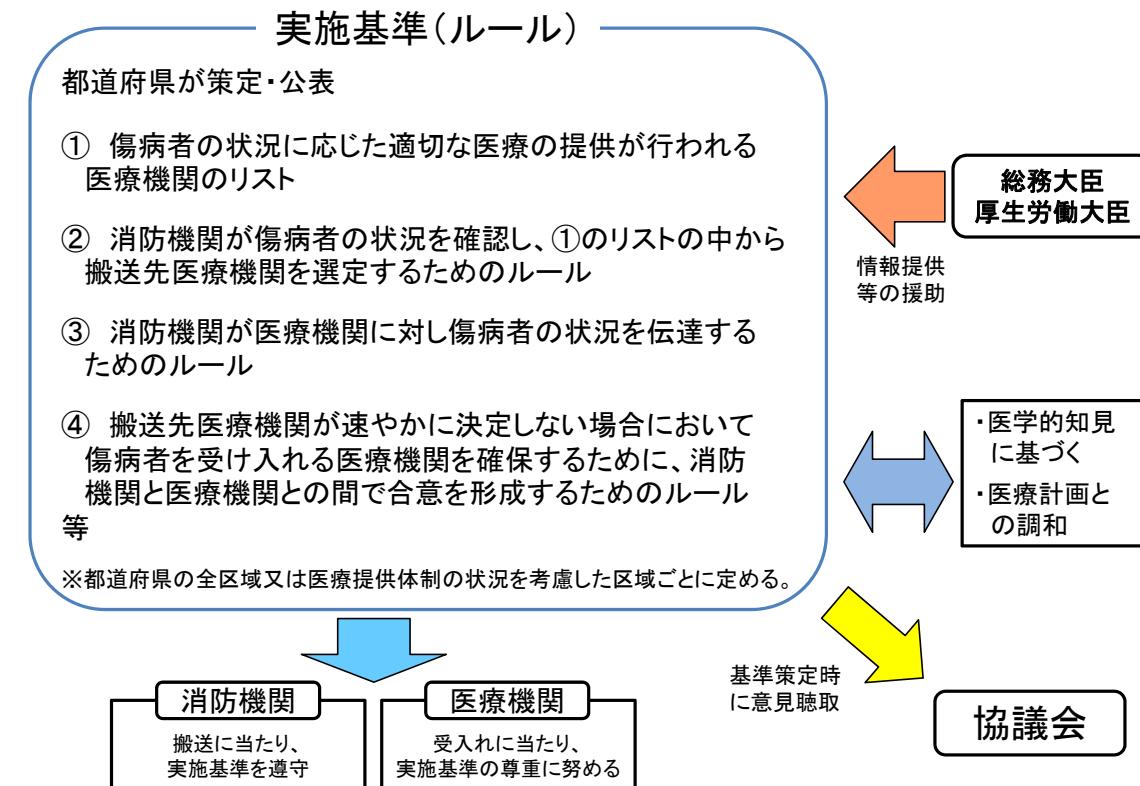
また、協議会については、都道府県に対し、傷病者の搬送及び受け入れの実施に關し必要な事項について意見具申できることとされており、協議会での検討の過程で医療提供体制そのものの充実強化の必要がある等の認識が得られた場合は、その旨、都道府県知事に対し、意見を述べることが出来るとされている。



消防法改正(1) : 協議会について



消防法改正(2) : 実施基準(ルール)について



消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

第7章の2 救急業務

第35条の5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

- 2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 傷病者的心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - 二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - 四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - 五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - 六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- 3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- 4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第35条の8第1項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、実施基準の変更について準用する。

第35条の6 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に關し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

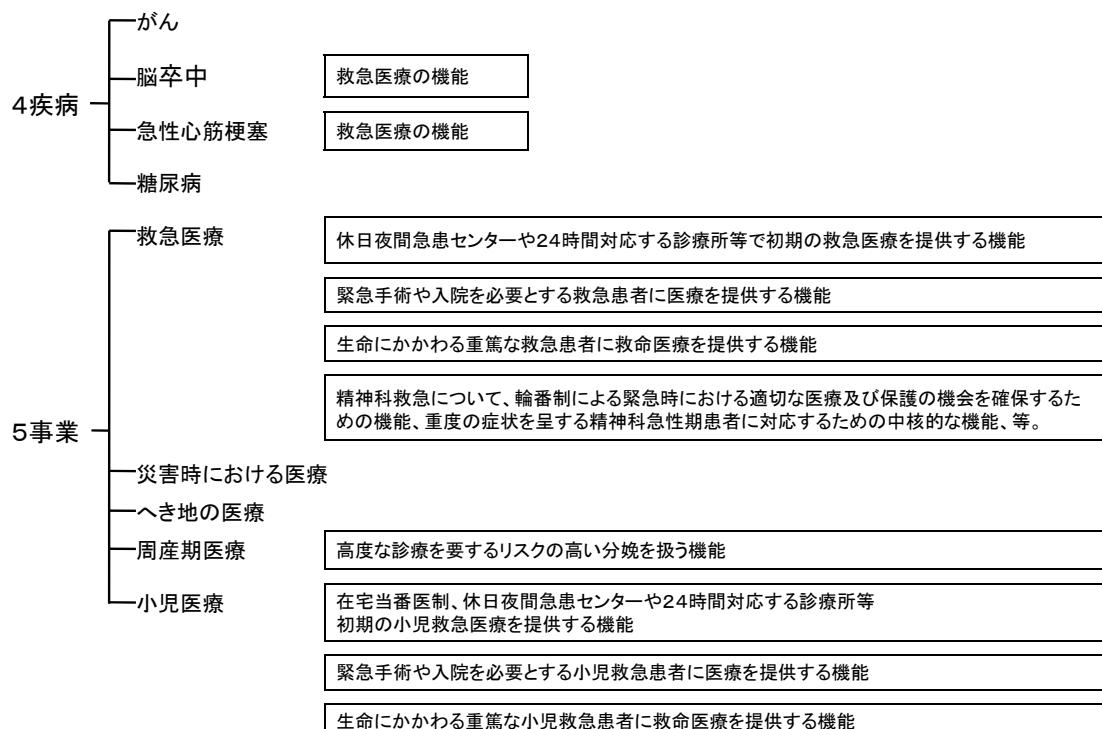
第35条の7 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならない。

- 2 医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第35条の8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

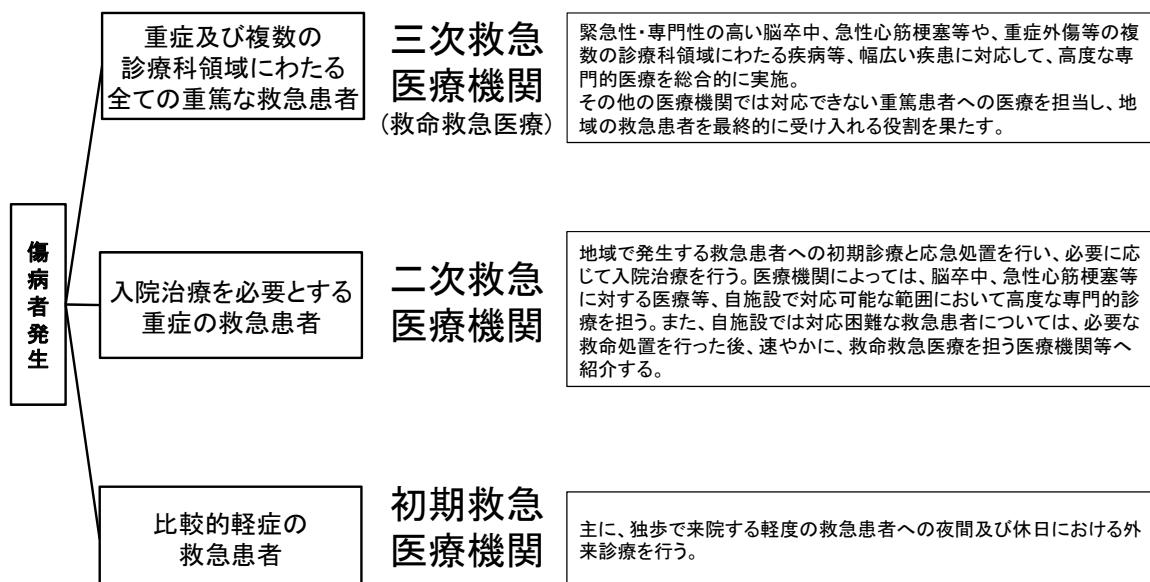
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 消防機関の職員
 - 二 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - 四 都道府県の職員
 - 五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に關し必要な事項について意見を述べることができる。

医療計画において明示される救急医療に関する機能



「医療提供体制の確保に関する基本方針」(厚生労働省告示)

医療計画における救急医療提供体制



参考:「疾病又は事業ごとの医療体制について」(厚生労働省医政局指導課長通知)

2 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について

都道府県は、消防機関や医療機関等が参画する協議会における協議を経て、消防法第35条の5第2項各号に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定していくこととなる。

当該実施基準の策定は、現状の医療資源等を活用し、傷病者の搬送及び受入れをどのように行っていくべきか、消防機関及び医療機関等が共通の認識の下で、当該都道府県における対応方策を決定していくことを意味するものである。

従来、救急隊は、傷病者を観察し、適当な診療科に当てはめることにより受入医療機関を選定してきたが、救急隊がエックス線撮影やエコー検査、血液検査等を現場で実施できるわけではないことを念頭におくと、診療科に応じて傷病者を当てはめるのではなく、傷病者の症状等に応じて対応出来る医療機関をあらかじめ整理しておくことが、適切な傷病者の搬送及び受入れを実施していく上で重要である。そのため、消防法では、各都道府県において、傷病者の症状等を分類基準として策定し、その症状等に応じた医療機関を明らかにしていくこととされており、その上で、当該医療機関に傷病者が適切に搬送されるよう、救急隊の観察や伝達の基準についても、関係者での協議を経て定めることとなっている。

また、これらの基準に基づき、受入医療機関が速やかに決まることが望まれるが、一方で、受入医療機関の選定に時間を要し、医療機関への照会回数が多くなる事案も起こっており、こうした事態にも対応する必要があることから、受入医療機関が速やかに決まらない場合の医療機関の確保方策についても、関係者間で協議し、都道府県が実施基準として策定することとなっている。

以下、消防法第35条の5第2項各号について整理する。

第1号（分類基準）

傷病者的心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

1 総論

第1号の基準（分類基準）は、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供を行うために、医療機関を分類する基準を定めるものである。

救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者等を搬送するものであることから、分類基準は、当該傷病者の生命の危機の回避や後遺症の軽減などが図られるよう定められる必要があり、優先度の高い順に緊急性、専門性、特殊性の3つの観点から策定される必要がある。

（1）緊急性

生命に影響を及ぼすような、緊急性が高い傷病に対応するもの。

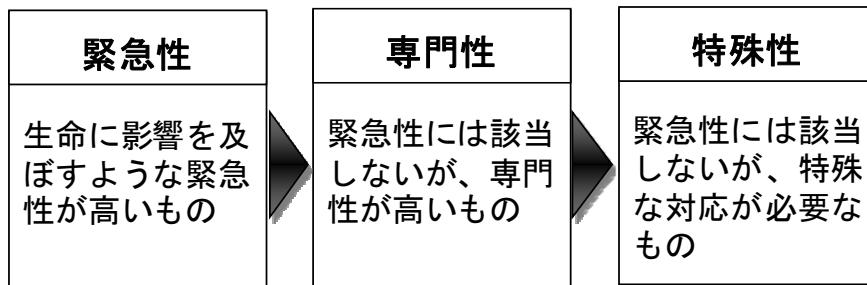
（2）専門性

緊急性には該当しないが、専門性が高いもの。

（3）特殊性

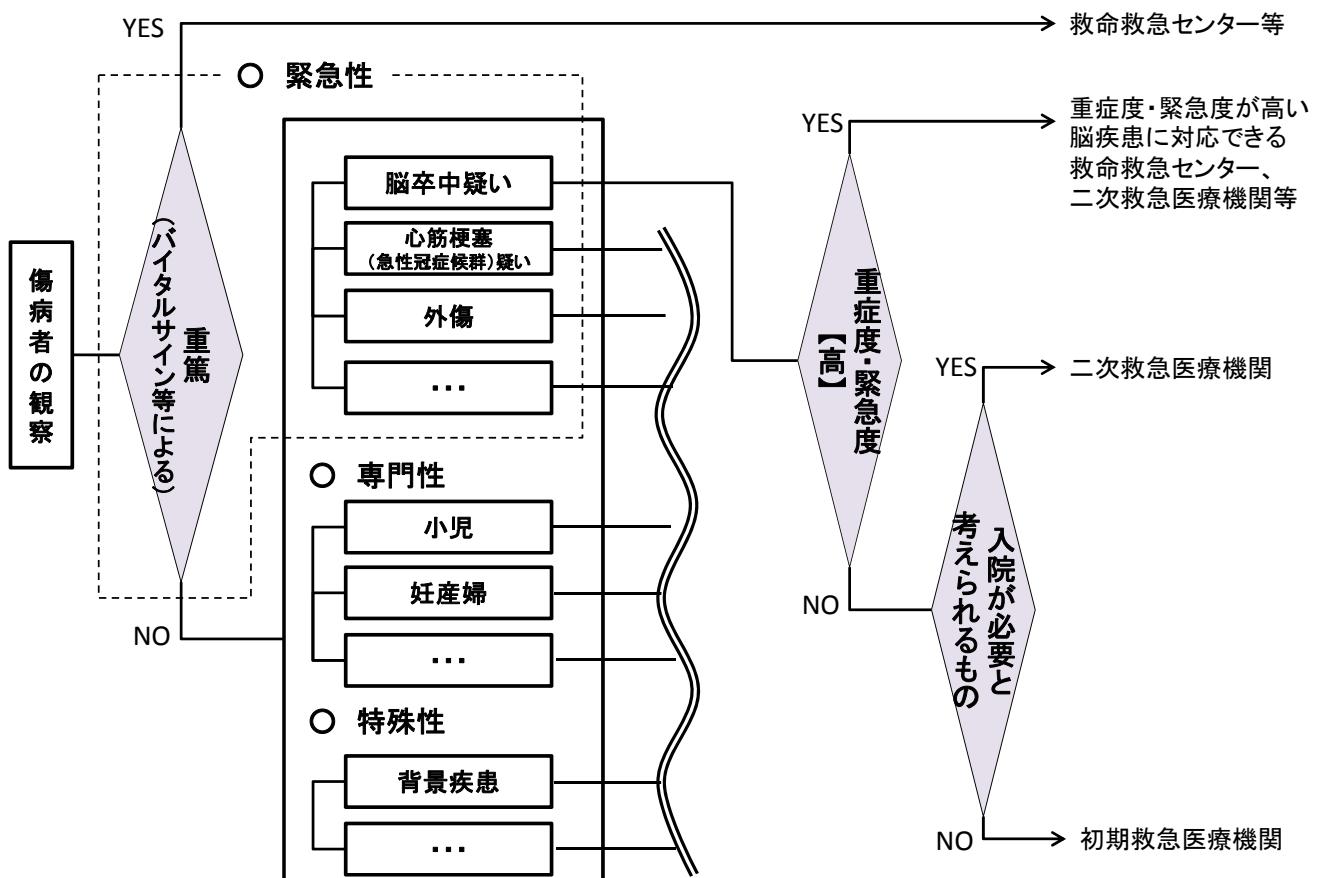
緊急性には該当しないが、搬送に時間を要している傷病等、特殊な対応が必要なもの。

優先度



なお、各地域で救急搬送について何が問題となっているかを協議会として認識し、その認識に基づきどの症状について分類するか協議会で決定することが重要である。

また、消防法第35条の8に規定する協議会の役割である「実施基準に係る連絡調整」の一環として、実施基準の実施状況について調査・分析を行い、その調査・分析結果に応じて分類を行うことが考えられる。



2 具体的内容

以下、各項目について具体的な内容を例示するが、例示した事項はあくまで各地域で分類基準を策定する際の参考例となるものである。したがって、どの事項を採用するかは地域の実情に応じて決定されるべきものであり、全ての事項に従って分類しなければならないというものではない。

(1) 緊急性

生命に影響を及ぼすような、緊急性が高い傷病に対するもの。

(ア) 重篤

特に重症度・緊急度が高く、生命への影響が極めて大きいもの。緊急的に対応できる体制を構築しておくため、分類基準を策定することが適当であると考えられる。医療資源を特に投入できる救命救急センター等の医療機関に、直ちに搬送する必要がある傷病者の症状等が想定される。

- ・ 重篤感あり
- ・ 心肺機能停止
- ・ 容体の急速な悪化・変動

重篤を示すバイタルサイン参考値

- ・意 識: JCS100以上
 - ・呼 吸: 10回/分未満又は30回/分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
 - ・脈 拍: 120回/分以上又は50回/分未満
 - ・血 壓: 収縮期血圧90mmHg未満又は収縮期血圧200mmHg以上
 - ・SpO₂: 90%未満
 - ・その他: ショック症状
- ※上記のいずれかが認められる場合

救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書(平成16年3月
(財)救急振興財団 委員長:島崎修次杏林大学教授)を参考に作成

(イ) 症状・病態等によって重症度・緊急度「高」となるもの

症状・病態等によって、重症度・緊急度が高いと考えられるもの。救命救急センターまたは、傷病者の症状等によって、専門性が高い二次救急医療機関で対応することについて、調整し体制を構築しておく必要があるため、分類基準を策定することが適当であると考えられる。

生命に直結する**脳卒中**や**心筋梗塞（急性冠症候群）**が疑われる場合や、重症度・緊急度が高い**外傷**、**熱傷**、**中毒**、**腹痛（急性腹症）**などが想定される。

こうした重症度・緊急度が高い症状を呈する傷病者については、傷病者の搬送及び受入れが比較的うまくいっている地域においても、実際にどのように実施しているのか関係者間で改めて確認し共通認識を持つことが重要であると考えられる。

参考として、分類の具体例を示す。

参考文献として、平成16年3月に「救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書」((財)救急振興財団 委員長：島崎修次杏林大学教授)が報告されている。

(<http://www.fasd.or.jp/tyousa/hanso01.pdf>)

(2) 専門性

緊急性には該当しないが、専門性が高いもの。

① **重症度・緊急度が高い妊産婦**

重症度・緊急度が高い妊産婦では、妊婦及び胎児の両者に対応する必要があり、また、妊産婦特有の傷病を念頭に置く必要があることから、分類基準を策定することが適当であると考えられる。

ただし、脳卒中疑い等、緊急性が高い場合は、むしろ緊急性の観点から対応すべきであること等について、関係者間で認識を共有し、

分類基準を策定することが適当である。

② **重症度・緊急度が高い小児**

重症度・緊急度が高い小児では、病状が急変する可能性が高いことを念頭に対応する必要があり、小児特有の傷病を念頭に置く必要があることから、分類基準を策定することが適当であると考えられる。

ただし、手術の可能性がある腹痛等、緊急性が高い場合は、むしろ緊急性の観点から対応すべきであること等について、関係者間で認識を共有し、分類基準を策定することが適当である。

(3) 特殊性

緊急性には該当しないが、搬送に時間を要している傷病への対応等、特殊な対応が必要なもの。

なお、当報告書では、生命への影響に必ずしも直結するものではないが、特に専門的な医療機能が必要であり、そのために受入医療機関の選定が困難となるものについて、専門性ではなく特殊性として整理している。

搬送先の選定が困難な例として

① 必要な医療を提供できる医療機関が限られるもの

- ・ 開放骨折
- ・ 四肢断裂
- ・ 眼疾患
- ・ 鼻出血

② 傷病者背景があるもの

- ・ 透析
- ・ 精神疾患
- ・ 急性アルコール中毒

- ・ 未受診の妊婦

等があると指摘されているが、これらの項目について実際に問題となっているかは、地域によって異なっており、分類として策定するかどうかは、地域においてどの医療機能が不足しているか等の実情に応じて検討していくこととなる。

参考として、堺市においては、生理学的評価、循環器疾患、脳血管障害、消化管出血、急性腹症、外傷・熱傷等について、基準が定められている。

また、妊産婦、小児、精神疾患への対応については、それぞれ、厚生労働省で別途検討されている、「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」、「重篤な小児疾患に対する救急医療体制の検討会中間取りまとめ」、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書」を参考に体制を構築していくことが考えられる。

参考（分類基準に関するもの）

分類基準を考えるに当たっての参考例を以下に示す。

例示した事項はあくまで各地域で分類基準を策定する際の参考例となるものである。したがって、どの事項を採用するかは地域の実情に応じて決定されるべきものであり、全ての事項について分類しなければならないというものではない。

① 脳卒中疑い

- ・ 脳卒中については、治療が開始されるまでの時間が、予後に大きく影響を及ぼすため。
- ・ さらに、脳梗塞について、迅速に治療を開始するために、医療資源の状況に応じて **t－P A 適応疑い** を分類することも考えられる。

② 心筋梗塞（急性冠症候群）疑い

- ・ 心筋の虚血があった場合には、再灌流療法を始めとした治療が開始されるまでの時間が、予後に大きく影響を及ぼすため。
- ・ 特徴的な胸痛はないが、心電図所見や不快感等その他の症状により、心筋梗塞（急性冠症候群）が疑われる場合があることから、**重症度・緊急度が高い胸痛** に含めることは適当ではないとの考え方もある。

③ 重症度・緊急度が高い胸痛

- ・ 心筋梗塞（急性冠症候群）を疑う主な症状の一つとして胸痛があるが、必ずしも心筋梗塞（急性冠症候群）を疑う典型的な所見がない胸痛もあり、その中には大動脈解離等、緊急性の高い傷病が含まれるため。
- ・ 胸痛と共に強烈な痛み、背部の激痛がある場合等。

④ **重症度・緊急度が高い外傷**

- ・ 高エネルギー外傷等、受傷機転から重症化を予測し、適切な医療を提供する必要があるため。
- ・ 車が高度に損傷、車から放出されている場合等。

⑤ **重症度・緊急度が高い熱傷**

- ・ 热傷の重症度判定基準（A r t z の分類）等による、重症度が高い傷病者については特に、適切な医療を提供する必要があるため。
- ・ 以下の状況等。
- ・ II 度 30%以上
- ・ III 度 10%以上、もしくは顔面・手足・陰部のIII度熱傷
- ・ 気道熱傷、広範囲の軟部組織の外傷、骨折の合併
- ・ 化学熱傷、電撃傷

⑥ **重症度・緊急度が高い中毒**

- ・ 発生状況から明らかに誤飲・誤食等が疑われる場合だけでなく、原因がよく分からない意識障害の場合等、急性中毒を疑って、適切な医療を提供する必要があるため。
- ・ 毒物、医薬品、農薬、麻薬等を摂取した疑いがある場合、何を飲んだか不明である場合、集団で発生している場合等。

⑦ **痙攣**

⑧ **喘息**

- ・ 傷病者の生命の危機に関連する可能性があるため。
- ・ 重積発作がある場合等。
- ・ 意識障害や呼吸困難の分類基準を策定し、その中で対応するという考え方もある。ただし、意識障害や呼吸困難について分類基準を策定し、広く特定の医療機関で受け入れるという考え方がある一方で、意識障害や呼吸困難については、様々な要因により起こる症状であるこ

とから、特に、他の症状等とあわせて総合的に判断すべきであり、**脳卒中疑い**や**心筋梗塞（急性冠症候群）疑い**等、その他の分類基準の中で対応すべきとの考え方もある。

⑨ 消化管出血

- ・ 消化管出血（吐血・下血と血便）については、急変する場合も念頭に、緊急内視鏡検査の対応が必要となる場合があるため。
- ・ 大量の出血、肝硬変の既往がある場合等。

⑩ 重症度・緊急度が高い腹痛（急性腹症）

- ・ 緊急手術が必要となる可能性があるため。
- ・ 腹壁緊張の場合等

○ 参考：救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書

救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書

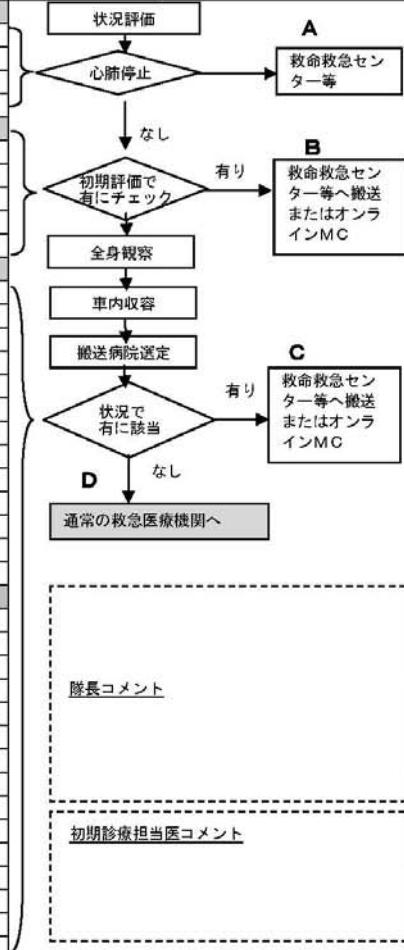
(平成16年3月(財)救急振興財団 委員長:島崎修次杏林大学教授)

※ 救急隊員が活用しやすいよう、心疾患や脳血管障害等の疾患別ではなく、症状を中心に10種類の重症度・緊急度判断基準を作成。

	外傷	熱傷	中毒	意識障害	胸痛	呼吸困難	消化管出血	腹痛	周産期	乳幼児
生理学的評価				意識: JCS100以上 呼吸: 10回/分未満又は30回/分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸 脈拍: 120回/分以上又は50回/分未満 血圧: 収縮期血圧90mmHg未満又は200mmHg以上 SpO ₂ : 90%未満、 その他: ショック症状 等 ※上記のいずれかが認められる場合						意識、呼吸、脈拍、血圧、SpO ₂ 等について新生児、乳児、幼児に分けて基準を設定
症状等	-	・気道熱傷 ・他の外傷合併の熱傷 ・化学熱傷 ・電撃傷 等	・毒物摂取 ・農薬等 ・有毒ガス ・覚醒剤、麻薬 等	・進行性の意識障害 ・重積痙攣 ・頭痛、嘔吐 等	・チアノーゼ ・20分以上の胸部痛、絞扼痛 ・血圧左右差 等	・チアノーゼ ・起坐呼吸 ・著明な喘鳴 ・努力呼吸 等	・肝硬変 ・高度脱水 ・腹壁緊張 ・努力呼吸 ・頻回の嘔吐 等	・腹壁緊張 ・高度脱水 ・吐血、下血 ・高度貧血 ・妊娠の可能 性等	・大量の性器出血 ・腹部激痛 ・呼吸困難 ・高度貧血 ・妊娠の可能 性等	・出血傾向 ・脱水状態 ・重度の黄疸 ・痙攣持続 ・ぐつたり・うつろ 等
解剖学的評価	・顔面骨折 ・胸郭の動搖 ・穿通性外傷 ・四肢切断 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受傷機転	・車外へ放出 ・車の横転 ・高所墜落 ・機械器具による巻き込み 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-

報告書を基に消防庁で作成した概要

外傷・熱傷トリアージシート & 救急活動記録票			
救急隊名	覚知日時 平成 年 月 日 時 分		
医療機関到着日時 平成 年 月 日 時 分	搬送先医療機関 ()		
傷病者情報 氏名: □男・□女、M, T, S, H 年 月 日生 (歳) ID:			
初期評価			
生理学的評価	気道閉塞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	呼吸異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ショック症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	意識低下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	GCS 4-5-6 = () 8以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	または JCS = () 30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	呼吸数 = () 10未満 30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	脈拍数 = () 50未満 120以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	収縮期血圧 = () 90mmHg未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
全身観察			
受傷機転	開放性頭蓋陥没骨折	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	顔面・頸部の高度な損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頸部・胸部の皮下気腫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	外頸静脈の著しい怒張	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	胸郭の動搖・フレイルチェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	腹部膨隆、筋性防衛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	骨盤の動搖、下肢長差	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頭頸部から鼠径部までの鋭い損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15%以上の熱傷または気道熱傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	両大腿骨折	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	デグローピング損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	四肢の離断	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四肢の麻痺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
状況評価			
受傷機転	自同乗者の死亡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	動車の横転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	車外に放り出された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	乗車が高度に損傷している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	車救出に20分以上要した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	中60km/h以上での衝突	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	単バイクと運転手の距離 大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	車30km/h以上で走行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	歩車に轢過された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	行5m以上はねとばされた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	者衝突部のバンパーに変形あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	そ機械器具に巻き込まれた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	の体幹部が挟まれた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	他高所墜落(6m以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	医療機関選定理由 (□A , □B , □C , □D)		
収容決定までの医療機関への依頼回数: (回)			不応需理由
			病院: 病院:



隊長コメント

初期診療担当医コメント

搬送先医療機関記載			
救急外来	初期診療担当	診療科:	担当医:
	病態・処置	病態または診断名:	処置:
	初期診療後の経過	<input type="checkbox"/> 帰宅 <input type="checkbox"/> 外来死亡 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 同日転送*	
※※搬送先医療機関名			
入院	入院後の担当	診療科:	主治医:
	確定診断名		
	身体区別 maxAIS	頭頸部 () 、顔面 () 、胸部 () 、腹部 () 、四肢骨盤 () 、体表 ()	
	ISS/Ps	ISS: 予測生存率 (P s):	
	主たる治療	<input type="checkbox"/> 保存的治療 <input type="checkbox"/> 開頭術 <input type="checkbox"/> 開胸開腹術 <input type="checkbox"/> TAE <input type="checkbox"/> 観血的整復固定術 <input type="checkbox"/> その他	
退院日	年 月 日		
転院	退院時の状況	<input type="checkbox"/> 自宅退院、 <input type="checkbox"/> 転院、 <input type="checkbox"/> 死亡	
帰	転院先医療機関名		
回答	回答部署:		回答者:

連絡欄	
消防機関一医療機関	MC協議会検証

厚生労働省：周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書

～周産期救急医療における「安心」と「安全」の確保に向けて～

(平成21年3月4日)

<概要>

◆ 救急患者搬送体制の整備

- ・ 救急患者の病態に応じた搬送・受入基準を作成
- ・ 重症患者に対応する医療機関を定め、地域の実情に応じた受入迅速化、円滑化の方策を検討・実施
- ・ 県境を越えた医療機関との救急搬送ネットワークを構築

◆ 搬送コーディネーター配置等による救急医療情報システムの整備

- ・ 情報通信技術の活用等により周産期救急情報システムを改良
- ・ 搬送コーディネーターを地域の中核医療機関又は情報センター等に配置

◆ 地域住民の理解と協力の確保

- ・ 地域住民への情報公開
- ・ 地域住民の啓発活動

住民主催の勉強会の開催など地域住民による主体的な取り組みを支援し、住民とともに地域の周産期医療を守っていくことが重要。

◆ 対策の効果の検証と改良サイクルの構築

- ・ 搬送先決定までの時間等のデータを収集し、地域ごとの実績を定期的に公表
- ・ 周産期救急医療を救急医療対策の中に位置づけるよう、医療計画に関する基本方針を改正

<本文>

4 救急患者搬送体制の整備

(1) 母体搬送体制

母体搬送には、妊娠婦救急のための搬送と胎児及び出生後の新生児の治療のための搬送がある。特に母体救命救急に対しては、病態に応じた搬送体制の整備が急がれ、以下の対応が求められる。

- ・ 専門家が医学的見地から十分に検討した上で、救急患者の病態に応じた搬送基準を作成する。同時に施設間転送と救急隊による直接搬送それについての手順を定める。
- ・ 周産期母子医療センターは、上記の基準に照らして救急患者の病態に応じた受入基準を作成するとともに、対応可能な病態を公表する。
- ・ 周産期母子医療センターは、自院の体制を踏まえ、救急患者の受入れが円滑にできるよう関連診療科と綿密に協議し、連携を図る。

- ・ 脳神経外科等の関連診療科を有しない周産期母子医療センターについては、近隣の救命救急センター等といつでも連携できる体制を整える。
- ・ 都道府県は、周産期医療協議会、救急医療対策協議会やメディカルコントロール協議会といった医療関係者や消防関係者が集まる協議会等を活用し、周産期に関連する救急患者の受入先の選定、調整及び情報提供のあり方等を検討する。消防機関の搬送と病院前救護の質向上のためには、メディカルコントロール体制の確保が重要であり、メディカルコントロール協議会に周産期医療関係者も参画するなど、メディカルコントロール協議会においては周産期医療との連携に十分配慮する。
- ・ 都道府県は、救急患者の搬送及び受入基準の運用にあたり、必要に応じて、重症患者に対応する医療機関を定める等、地域の実情に応じた受入の迅速化、円滑化の方策を検討し、実施するとともに、そのために必要な医療機関に対する支援策を行う。

(2) 新生児搬送体制

NICUのない施設や自宅で出生に至った低出生体重児などを搬送する新生児搬送体制についても整備を強化する。また、新生児の迎え搬送、三角搬送、戻り搬送などを担う医師等の活動を適正に評価する。都道府県が主体となって新生児搬送や母体搬送に対応できるドクターカーを備え、併せて運転手、搬送担当医師及び看護師を確保する。その場合、ドクターカーの設置施設及び搬送の具体的な運用等については都道府県の周産期医療協議会で検討する。

(3) 広域搬送体制

地域の必要性に応じて、県境を越えた医療機関及び救急隊との救急搬送ネットワークを構築する。

関係する都道府県及び周産期母子医療センター、周産期救急情報システムの役割については周産期医療対策事業の見直しの中で、明確にする。

広域搬送に際しては、救急医療用ヘリコプターや消防防災ヘリコプター等を活用した搬送体制を検討する。更に、県境を越えた搬送症例においては、家族の利便性の観点から、また母親が児に接する機会を増加させる意味でも戻り搬送の必要性は高く、これに対する体制整備を推進する。

(4) 戻り搬送

総合周産期母子医療センターが受け入れた妊産婦及び新生児を、状態が改善し搬送元医療機関での受入が可能になった時に、搬送元医療機関等に搬送する体制（戻り搬送）を促進する。この時、病院及び家族の経済的負担を軽減するための対策等も検討する。

厚生労働省：重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会
中間取りまとめ（平成21年7月8日）

1 小児救急患者の搬送と受入体制について

小児科医を構成員に含む協議会を都道府県に設置して、小児救急患者の搬送及び受け入れの実施基準を定める必要がある。その実施基準の中で、消防機関が小児救急患者の緊急性度や状況を確認するための基準を策定する必要がある。

小児救急患者の受入体制について、医療計画の中に明示し、住民にわかりやすく伝える必要がある。

2 小児の救命救急医療を担う救命救急センターの整備について

救命救急センターの実施要綱における小児救急専門病床の要件については、本検討会での議論に基づいた見直しが必要である。

また、小児の救命救急医療を担う救命救急センターにおける医療の質の確保や実績の評価については、今後関連する情報を集め、専門家による検討が必要となるとともに、そのような機能や評価に応じた適切な支援が求められる。

3 小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等の整備について

小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等については、従来の救命救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を有する「小児救命救急センター（仮称）」として、必要な支援を行っていく必要がある。

4 小児集中治療室の整備について

小児集中治療室については、財政的支援が充分でないことを一因として整備が進んでいない状況にあり、今後は、整備を推進するための支援の充実が必要である。

今後は、小児の救命救急医療体制の中で集中治療室が受け皿として普及することが求められており、そのためには、小児の集中治療を担う医師の確保・養成が必要である。また、小児集中治療室に必要とされる小児科医、麻酔科医や専門とする看護師の要件等について、前出の「小児集中治療室設置のための指針」を参考に、質の確保と量の拡充の視点から、更なる研究を行う必要がある。さらに、各地域において、小児集中治療室を整備する医療機関や必要な病床規模について、地域の実情に応じて実現に向けた検討をしていく必要がある。

厚生労働省：今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」（平成21年9月24日）

(3) 改革の具体像

①地域生活を支える医療機能の充実・強化

ア 精神科救急医療体制の確保

- 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神医療を受けられる体制の確保を図る観点から、都道府県による精神科救急医療体制の確保等について、制度上位置付けるべきである。
- 精神科救急医療システムの基礎的な機能について、都道府県等がモニタリングを行い、適切にシステムを運用できるよう、国が指標を設定し評価を行うとともに、都道府県等が基礎的な機能を超えた優れたシステムを構築する際にも、財政的な支援の充実を図るべきである。
- 精神科救急情報センターが、精神科救急と一般救急との連携・調整や、精神・身体合併症患者の紹介の機能を果たすよう、機能強化及び医療関係者への周知を図るべきである。
- 都道府県において救急患者の搬送・受入ルールを策定することとする消防法の改正（平成21年）が行われたことを踏まえ、当該ルールにおいて、精神・身体合併症患者も対象とするよう促すことについて検討すべきである。
- さらに、一般病床における身体合併症患者の診療体制を確保する観点から、精神疾患と急性期の身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科リエゾン診療の充実について検討すべきである。（再掲）
また、一般救急医療機関に搬送された重篤な身体合併症を有する精神疾患患者への診療体制を確保する観点から、救命救急センター等における精神医療の確保や、救命救急センター等から他の総合病院等の精神科医療機関への転院の円滑化のための方策についても検討すべきである。

イ 精神科医療施設の精神科救急医療体制における機能

- 再診や比較的軽症の外来患者への対応など、一次的な救急医療について、診療所を含めた地域の精神科医療施設が自ら役割を担うとともに、情報窓口の整備・周知等を図り、夜間休日を含めた精神医療へのアクセスの確保を図るべきである。
- 常時対応型施設については、救命救急センターを参考に、施設の機能評価を行い、機能の向上を図るべきである。そのための指標の作成を進めるべきである。
- 総合病院精神科における精神病床の確保とともに、その機能の充実を図るための方策について検討すべきである。（再掲）

第2号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

第2号の基準（医療機関リスト）は分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに、当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載するものである。

表示の仕方は任意であるが一般に理解しやすい表示方法の例を以下に示す。

傷病者の状況			医療機関のリスト
緊急性	重篤（バイタルサイン等による）		A救命救急センター、B救命救急センター
	脳卒中 疑い	t-PA適応疑い	B救命救急センター、D病院
		その他	C病院、E病院
	心筋梗塞（急性冠症候群）疑い		A救命救急センター、E病院
	胸痛		A救命救急センター、B救命救急センター、D病院
	外傷	多発外傷	A救命救急センター、B救命救急センター
		その他	C病院

	妊産婦		B救命救急センター、F病院、G病院
	小児		B救命救急センター、Jセンター、K病院
専門性
	開放骨折		A救命救急センター、B救命救急センター、F病院
	四肢断裂		B救命救急センター

特殊性

※ 上記の基準は例示であり、分類基準をどう策定するかは地域の実情に応じて決定されるものである。

○ 参考：東京都における脳卒中の例

東京都脳卒中急性期医療機関リスト

このリストは、「東京都保健医療計画」における脳卒中急性期医療機能を担う医療機関の一覧です。

平成21年2月1日現在

【注】

◇このリスト掲載の医療機関は、脳卒中急性期患者の受入可能な態勢をとれる日や時間帯があるということです。

また、救急医療現場の状況は、時々刻々と変化するため、受入可能な状態かどうかは常に変化します。

◇「t-PAの実施あり」の欄に「○」のついている医療機関は、t-PA治療(*)実施に必要な態勢をとれる日や時間帯があるということです。

(*) t-PA治療…超急性期の脳梗塞治療で、発症後3時間以内に遺伝子組み換え型t-PA(組織プラスミノーゲン・アクチベーター)製剤(薬剤名:アルテプラーゼ)の静脈内投与による血栓溶解療法を指す。

◇このリストは、毎月1日付で更新します。

医療機関名	住 所	t-PAの実施あり
東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	○
駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13	○
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	○
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	○
せんげん台高輪病院	港区高輪3-10-11	○

第3号（観察基準）

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

第3号の基準（観察基準）は、救急隊が症状等傷病者的心身等の状況を観察（確認）するためのものである。この基準は、受入医療機関を選定するために、傷病者の状況を正確に把握するためのものであり、第1号の分類基準のどの分類に該当するか判断するための材料を、正確に観察することを中心と定めるものである。

例えば、脳卒中疑いについては、一般に救急車を呼ぶべきと啓発されている内容から、シンシナティ病院前脳卒中スケール、さらには倉敷プレホスピタル脳卒中スケールといった観察基準がある。これらのうちどの基準を用いるかは、地域の医療資源の状況等によるものであり、第1号の分類基準による分類による。

t－P A療法を活用する場合、

- ① 脳卒中が疑わしいものを全て t－P A実施可能な医療機関に集める
- ② 脳卒中が疑われる中でも特に t－P A適応の疑いがあるものを救急隊で絞り込んで t－P A実施可能な医療機関に搬送する
- ③ 脳卒中が疑われた場合には一旦、診断可能な医療機関に搬送し、必要に応じて t－P A実施可能な医療機関に転院搬送する、

等、種々の対応方策が考えられるが、どういった対応方策で実施するか協議した上で、観察基準が決定されることとなる。

心筋梗塞（急性冠症候群）疑いについても同様であり、心筋梗塞（急性冠症候群）が疑われる症状等は、いくつかあるが、例えば堺市の場合は、循環器疾患という形でまとめ、まずは「40歳以上」を前提とし「20分以上の持続する胸痛」、「肩、下頸（歯）、上腹部、背部の激痛」、「心臓病＋胸部不快感」、「心電図モニターでのST上昇」を基準として採用し、メディカルコントロール協議会が示す別の基準を付け加えるという形で整理を行っている（参考（分類基準に関するもの）参照）。

なお、傷病者の観察は、観察基準に策定されているものだけ行えばいいといふものではなく、観察基準に基づく観察のほか、傷病者の状況に関する総合的な観察が必要である。

また、救急業務に関しては、活動要領等を策定し一定の基準に基づき実施している消防本部もあるが、傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を機能させるために、協議会での検討結果を踏まえて、こうした活動要領等について適宜見直し、整合性を図っていくことが重要である。

参考（観察基準に関するもの）

脳卒中疑い

- 突然に以下いずれかの症状が発症した場合等

- 片方の手足・顔半分の麻痺・しびれ(手足のみ、顔のみの場合あり)
- 口舌が回らない、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- 力はあるのに、立てない、歩けない、フラフラする

社団法人日本脳卒中協会HPより一部改変

- シンシナティ病院前脳卒中スケール
(CPSS : Cincinnati Prehospital Stroke Scale)

シンシナティ病院前脳卒中スケール(CPSS)

- 顔のゆがみ(歯を見せるように、あるいは笑ってもらう)
正常— 顔面が左右対称
異常— 片側が他側のように動かない。図では右顔面が麻痺している

- 上肢挙上(閉眼させ、10秒間上肢を挙上させる)
正常— 両側とも同様に挙上、あるいはまったく挙がらない
異常— 一側が挙がらない、または他側に比較して挙がらない

- 構音障害(患者に話をさせる)
正常— 滞りなく正確に話せる
異常— 不明瞭な言葉、間違った言葉、あるいはまったく話せない

解説:3つの徴候のうち1つでもあれば、脳卒中の可能性は72%である



脳卒中病院前救護ガイドライン(脳卒中病院前救護ガイドライン検討委員会
(日本救急医学会・日本神経救急学会))

・ 倉敷プレホスピタル脳卒中スケール
(K P S S : Kurashiki Prehospital Stroke Scale)

倉敷病院前脳卒中スケール(KPSS) Fig. 4			全障害は13点	
意識水準	完全覚醒		0点	
	刺激すると覚醒する		1点	
	完全に無反応		2点	
意識障害	患者の名前を聞く			
	正解		0点	
	不正解		1点	
運動麻痺	患者に目を閉じて、両手掌を下にして両腕を伸ばすように口頭、身ぶり手ぶり、パントマイムで指示	右手	左手	
	左右の両腕は並行に伸ばし、動かさずに保持でき：	0点	0点	
	手を挙上するが、保持できず下垂する	1点	1点	
	手を挙上することができない	2点	2点	
	患者に目を閉じて、両下肢をベットから挙上するように口頭、身ぶり手ぶり、パントマイムで指示	右足	左足	
	左右の両下肢は動搖せず保持できる	0点	0点	
	下肢を挙上できるが、保持できず下垂する	1点	1点	
	下肢を挙上することができない	2点	2点	
	患者に「今日はいい天気です」を繰り返して言うように指示			
	はっきりと正確に繰り返して言える	0点		
言語	言語は不明瞭(呂律がまわっていない)、もしくは異常である	1点		
	無言。黙っている。言葉による理解がまったくできない	2点		
	計		_____点	

脳卒中病院前救護ガイドライン（脳卒中病院前救護ガイドライン検討委員会（日本救急医学会・日本神経救急学会））

※ NIHSS (national institute of health stroke scale) における病院前部分の簡易版

心筋梗塞（急性冠症候群）疑い

- ・ 20分以上の胸部痛、絞扼痛
- ・ 心電図上のS-T-T変化、持続性の心室頻拍
- ・ 放散痛（肩、腕、頸部、背中）
- ・ 障害症状（チアノーゼ、冷感、嘔気・嘔吐、呼吸困難）
- ・ 既往歴（狭心症（ニトロ服用）、心筋梗塞、糖尿病、高血圧）等

○ 確認の実効性を高める工夫について

特に重要な事項等について、観察力カードの策定や活動記録票等を工夫し、関係者間で共通認識を図り、実効性を高めることが有効である。

・ 参考：東京消防庁観察力カード

外傷観察カード <東京消防庁>												
総合判断 A B C												
外見	状態	歩行可能・不能（仰・側・腹・坐・その他）										
	顔色	正常	黄・紅潮	土氣色	蒼白・チアノーゼ							
	表情	正常	興奮・不安	苦悶	無表情・うつろ							
	嘔吐・失禁	なし	嘔気・嘔吐・吐血・咯血	失禁(大・小)								
	皮膚体温等	正常	乾燥・発熱・湿润・発汗・浮腫	冷感								
	眼瞼結膜	正常	蒼白・チアノーゼ									
	爪床	正常										
パルス	意識	清明	1 2 3 10 20 30 100 200 300									
	性状	正常	浅・深・喘鳴・異常	呼吸								
			胸部挙上不十分			感せず						
	数(回/分)	成人	16~19	20~29	10~15	10未満または30以上						
		乳幼児	24~30	31~34	15~23	15未満または35以上						
	呼吸音	正常	左右差(なし・あり)	乾性ラ音・湿性ラ音			狭窄音					
	緊張度	正常	強	弱	左右差(なし・あり)	微弱						
サイン	リズム	整	不整()	震顎触れず								
	数(回/分)	成人	50~100	101~119	50未満または120以上							
		乳幼児	80~120	121~149	80未満または150以上							
	測定値	/	/	左右差(なし・あり)								
	収縮期 血圧	140~90 mmHg	141~199	90未満(%)			200以上					
	SpO ₂	93~97%	90~92%	90%未満(%)								
	瞳孔	大きさ	正常	縮小(両側)・不同(左>・右>)	散大							
	反射	正常	にぶい	なし								
	偏視	なし	右・左・上・下・右斜め・左斜め・共同偏視									
左()	1 ● 2 ●	3 ● 4 ●	5 ● 6 ●	7 ● 8 ●								

※1 赤枠の項目が1つでもあれば、重症と判断する
 ※2 緑色の項目は総合的に重症度を判断する

主訴		局所状態		既往歴		受傷機転		施術		
・	痙攣等	なし	ふるえ・弛緩・痙攣	【場所・間代・強度】						
			しびれ・寒寒・めまい・耳鳴り・動悸・胸痛・胸内苦悶							
	・	麻痺	なし	言語・知覚	【上肢・下肢・片・左・右】					
				運動	【上半身・下半身・全麻痺】					
					筋肉硬直・筋皮質理屈					
			頭・顎・眼・鼻・口・耳・喉・肩・胸・腹・腰・背・腰・陰							
			前額・前胸部・上腹部・上肢左(肩・上腕・肘・前腕・手)							
		前頭・側頭部・下腹部・右(肩・上腕・肘・前腕・手)								
		側頭・背・部・側頭部・下肢左(そば・太腿・膝・下腿・足)								
	後頭・頭・直									
・	痛み	なし	純痛・激痛	限局・放散						
		止血・持続	出血量少・中・多	約()						
		下血腫	毛細血管	耳・鼻出血						
		末梢(静脈・動脈)	蕩波(耳・鼻)波	(動脈・静脈)						
		挫過傷(創)	打撲	挫傷(創)	刺創・札創					
		咬創・切創	創創・創創	挫滅創	切断・陥断					
		頭・頸・胸・腹・四肢部への穿透性外傷、フレイルテスト								
・	創傷等	なし	多筋切断、四肢の切断、複数筋肉・複数神経症候、筋管損傷							
		筋膜膨脹、内臓露出、筋部又は胸部の皮下氣腫、血氣胸膜								
		外頭靜脈の著しい怒張、デグローピング損傷								
		15%以上の筋傷を伴う外傷、頭面熱傷・氣道熱傷								
		挫挫・腫脹・瘀斑・変形・非開放								
		筋骨・脛骨・脛骨								
		拘束筋膜・脛骨・脛骨・面側大脛骨・頸面骨								
・	既往歴	なし	心疾・脳血・高血・消化・泌尿・その他							
		頭部剥脱								
		胸腹部刺創・続創								
		高所墜落(約5m以上の場合)								
		機械器具に巻き込まれた								
		頭・頸・体幹部が挟まれた								
		車から放り出された								
・	五種	同乗者の死亡								
		車から放り出された								
		救出に、20分以上費した								
		薬剤使用履歴:								
		最終飲食時刻:								

第4号（選定基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

第4号の基準（選定基準）は、救急隊が、傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準である。

搬送先の選定には、傷病者の観察の結果、医療機関リストのうち当該傷病者に適した区分に属する医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定することが基本であるが、当該医療機関の受入可否状況や搬送すべき傷病者のかかりつけ医療機関の有無等を考慮し、総合的に判断することが必要であり、あらかじめルール化できるものを基準として定めておくことが考えられる。

第5号（伝達基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

第5号の基準（伝達基準）は、救急隊が、搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準を定めるものである。

分類に当てはまる症状、選定の根拠となる症状等、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項について優先して伝達する。

なお、傷病者の伝達は、伝達基準に定められたものだけ伝達すればいいというものではなく、基本的に総合的に系統だった伝達が必要である。

第6号（受入医療機関確保基準）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

第6号の基準（受入医療機関確保基準）は、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項についての基準を策定するものである。

（1）傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

○ 第5号までの基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入に時間がかかるケースが発生することが考えられる。そのような場合に傷病者を速やかに受入れるため、消防機関と医療機関の間で合意を形成する等のルールを設定しておく必要がある。

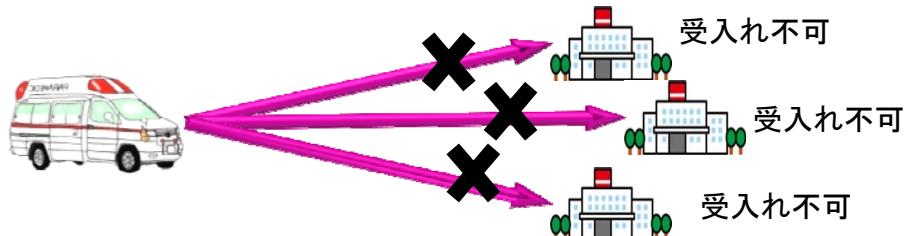
① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合の設定

- 当該ルールを適用すべき場合について、照会回数__回以上、現場滞在時間（or 医療機関の選定に要している時間）__分以上等を設定

② 受入医療機関を確保する方法の設定例

- コーディネーターによる調整
- 基幹病院による一時受入れ
- 機能別に最終的な受入医療機関をあらかじめ設定

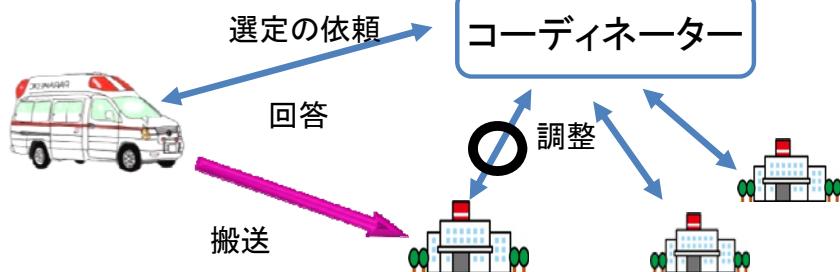
受入医療機関が速やかに決定しない場合



(例)

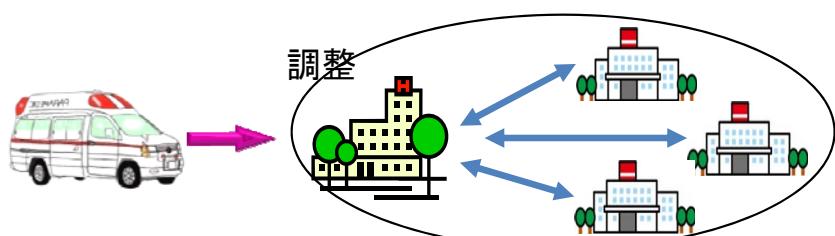
コーディネーターによる調整

コーディネーターが受入医療機関の調整を行い、その調整結果に基づき受入れを実施



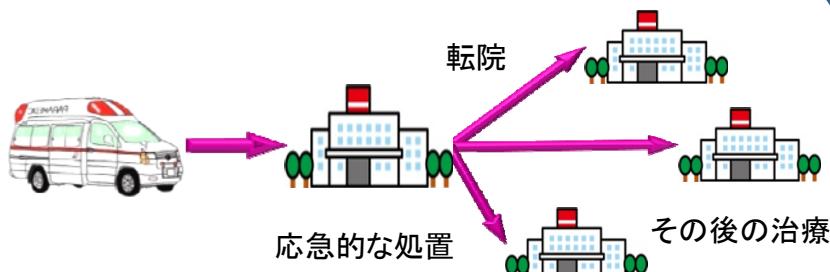
基幹病院による調整

地域の基幹病院が、地域内で患者受入調整を行うとともに、自院での受入れにも努める



一時受入れ・転院

一時受入病院が、応急的な処置を行い、その後の治療は必要に応じて転院先医療機関で実施



(2) その他傷病者の受け入れを行う医療機関の確保に資する事項

① 受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準

受入医療機関に関して、輪番制を組むことで、対応する方法がある。医療機関として、体制を継続的に強化することは困難でも、週に数回であれば可能等、それぞれの医療機関の対応能力を考慮し、地域全体として医療機能の確保を行う。救急全般に対応する輪番や、t-PA診療など、特定の医療機能を継続的に維持するための輪番がある。

※ 参考：地域によっては、事前に医療資源の調整を行うため、分類基準による特定の分類に対し、医療機関リストで名前があがっている医療機関において、あらかじめ医療機関を調整・確保している。

(例)平成21年7月		東京都脳卒中急性期医療機関カレンダー (二次保健医療圏別)														
		※6月1日現在の情報であり、最新の情報が反映されていない場合がある														
		A. t-PAを含む治療が可能な時間帯														
医療機関名	1日 (水) 日勤 夜勤	2日 (木) 日勤 夜勤	3日 (金) 日勤 夜勤	4日 (土) 日勤 夜勤	5日 (日) 日勤 夜勤	6日 (月) 日勤 夜勤	7日 (火) 日勤 夜勤	8日 (水) 日勤 夜勤	9日 (木) 日勤 夜勤	10日 (金) 日勤 夜勤	11日 (土) 日勤 夜勤	12日 (日) 日勤 夜勤	13日 (月) 日勤 夜勤	14日 (火) 日勤 夜勤	15日 (水) 日勤 夜勤	
A病院	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
B病院																
C病院																
D病院																
E病院																
F病院																
以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受け入れが可能か○×で表記																
B. t-PA以外の治療が可能な時間帯		※6月1日現在の情報であり、最新の情報が反映されていない場合がある														
医療機関名	1日 (水) 日勤 夜勤	2日 (木) 日勤 夜勤	3日 (金) 日勤 夜勤	4日 (土) 日勤 夜勤	5日 (日) 日勤 夜勤	6日 (月) 日勤 夜勤	7日 (火) 日勤 夜勤	8日 (水) 日勤 夜勤	9日 (木) 日勤 夜勤	10日 (金) 日勤 夜勤	11日 (土) 日勤 夜勤	12日 (日) 日勤 夜勤	13日 (月) 日勤 夜勤	14日 (火) 日勤 夜勤	15日 (水) 日勤 夜勤	
A病院	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
B病院																
C病院																
D病院																
E病院																
F病院																
G病院																
H病院																
I病院																
J病院																
以下、同様に、日勤帯・夜勤帯において、患者の受け入れが可能か○×で表記																

※島しょを除く二次保健医療圏別ごとに、圏域別事務局病院等にて関係各医療機関の情報を集約し作成
※都で12圏域分を集約し、東京消防庁等と東京都脳卒中急性期医療機関(圏域別事務局病院等経由)に通知

東京都脳卒中カレンダーより一部改変(実際には医療機関名が入る)

② 医療機関の受入可否情報の提供に関する事項

救急医療情報システムにおける更新頻度に関する運用を実施基準として、1日定時2回、当直体制の変更時、手術室がふさがる等の受入れに重大な影響を及ぼす事態が生じた際の当該情報等、決めておくことができる。

また、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を機能させるべく、表示項目を傷病者の状況に応じたものにすることが考えられる。

第7号（その他基準）

傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認め
る事項

第7号は、第6号までの基準以外に傷病者の搬送及び受入れの実施に関して、都道府県が必要と認める事項について策定するものである。

以下に例を示す。

○ 搬送手段の選択に関する基準

消防防災ヘリやドクターヘリを活用する場合には、基本的に消防機関が要請を行うこととなる。即ち、ヘリコプターを効果的に活用するためには、適切なヘリ要請が必要である。そのため、救急車の活用と、ヘリコプターの活用等と、どちらが傷病者の生命や予後の観点から適當か等、当該地域においてあらかじめ検討した上で、一定の要請基準を設定することが考えられる。

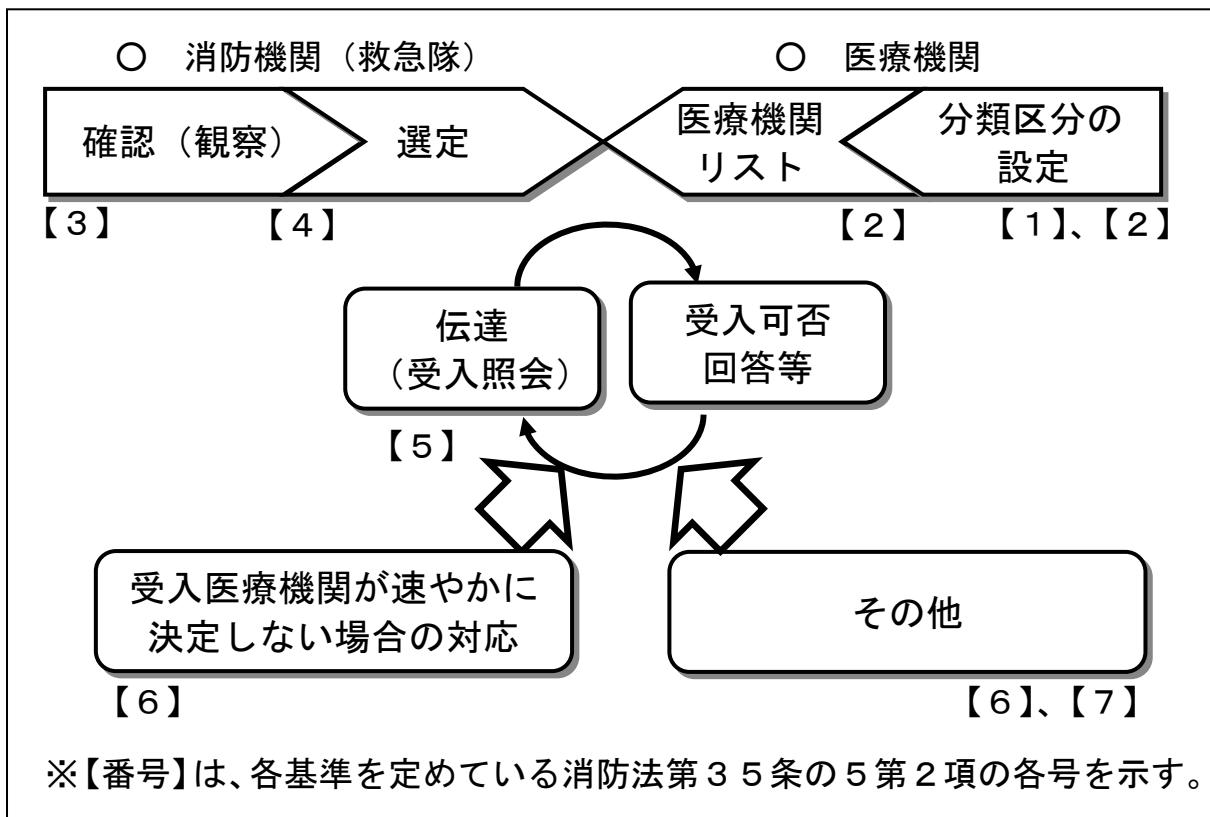
○ 災害時における搬送及び受入れの基準

災害時において、消防機関と医療機関がどのように連携を図るかについて、傷病者の搬送及び受入れの観点から、実施基準としてあらかじめ策定しておくことが考えられる。

参考（第1号～第7号の実施基準）

消防法第35条の5第2項の各号について、以下に概念図としてまとめる。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準概念図



【1】第1号（分類基準）

- 傷病者の状況に応じた分類の策定

【2】第2号（医療機関リスト）

- 分類に応じ医療機関の名称を具体的に記載

【3】第3号（観察基準）

- 傷病者の状況の観察の基準

【4】第4号（選定基準）

- 医療機関の選定の基準

【5】第5号（伝達基準）

- 観察に基づいた傷病者の状況の伝達の基準

【6】第6号（合意形成基準、確保基準）

- 医療機関の選定が困難な場合の対応
- その他医療機関を確保するための基準

【7】第7号（その他基準）

- その他必要な基準

3 協議会について

消防法が都道府県に設置を義務づける協議会は、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定又は変更するに当たっての協議や、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整を行うためのものであり、消防機関及び医療機関をはじめ、関係する事業を代表する者がもれなく参画するものでなくてはならない。

協議会の構成メンバーについてその一例を以下に示す。

① 消防機関の職員

- ・ 代表消防本部
- ・ 政令市等大規模消防本部
- ・ 中～小規模消防本部

等

② 医療機関の管理者又はその指定する医師（救命救急センター長等）

- ・ 救命救急センター、地域中核病院
- ・ 二次救急医療機関
- ・ 小児科、産婦人科、精神科等の特に特定の医療機能を有する医療機関

等

③ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

④ 都道府県の職員

- ・ 消防防災部局の職員
- ・ 衛生主管部局の職員

⑤ 学識経験者等（都道府県が必要と認める者）

消防機関と医療機関等の間の意見調整や傷病者の搬送及び受入れに関する合意の形成を行うことから、こうした関係機関における一定の責任を有する者が協議会の構成員となることが望ましいと考えられる。しかし、同時に、実施基準を現場の実情に即したものとするため、現場の意見を反映させることも不可欠である。そのための対応として、協議会の構成に現場の消防職員や救急医療に携わる医師を加えることや、協議会にこれらの者からの意見陳述の場を設けること等も考えられる。

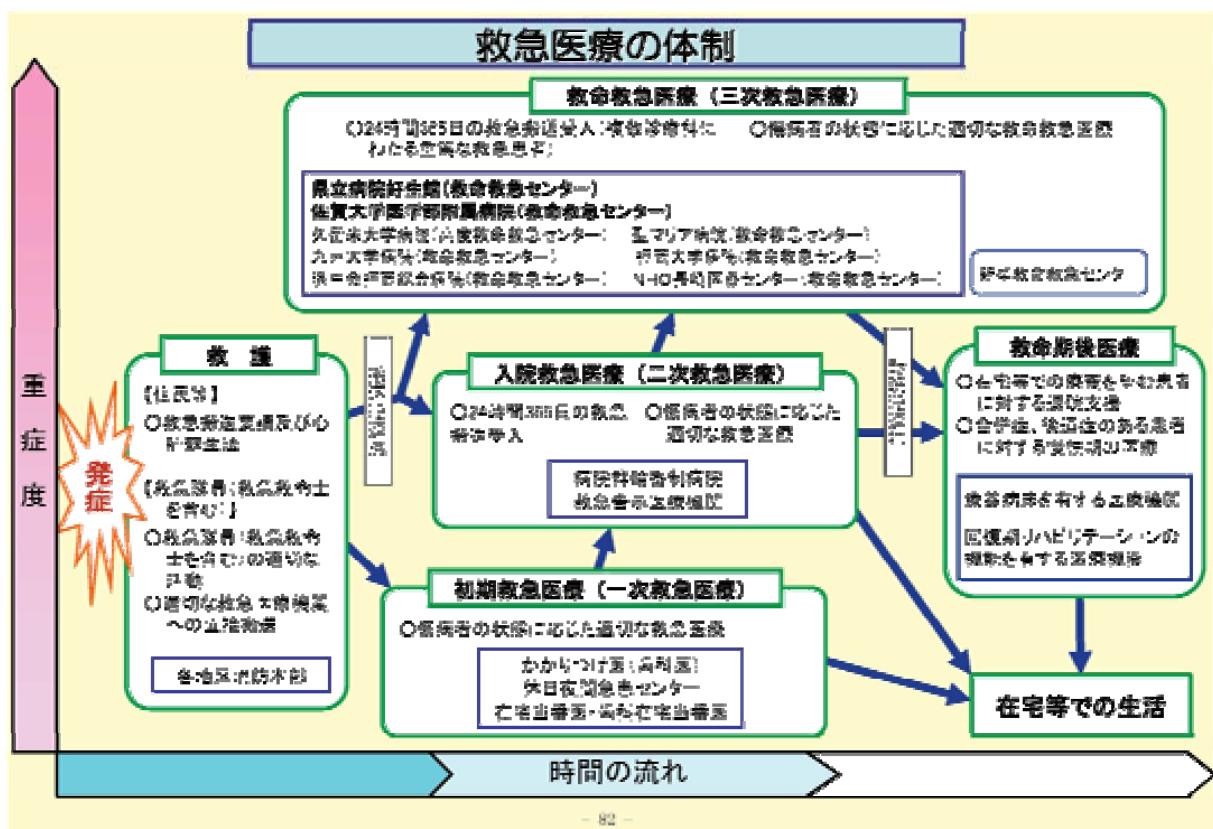
4 傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析について

- 協議会の機能である「実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整」（消防法第35条の8）として、傷病者の搬送及び受入れの状況についての調査・分析が含まれている。
- 消防機関が有する搬送に関する情報と、医療機関が有する救急搬送後の傷病者の転帰情報等をあわせて、その地域での救急の状況を分析することが、傷病者の状況に応じた適切な医療を提供するための実施基準の策定とその見直しを行うために重要である。
- まず、地域において、どういった傷病者が救急搬送されているのか、対応するために、どの程度の医療提供体制が必要なのか、需要状況を把握する必要がある。その上で、現時点で地域における医療の供給体制を踏まえ、手術等が出来る体制をどの程度確保しておくべきか等、データを元に実施基準を検討していく必要がある。
- また、救急隊の搬送及び処置が適切であったか、そして、医療機関の受入れは適切であったか、それぞれのデータをもって客観的に把握し、フィードバックさせることで、実際に機能する実施基準にしていく必要がある。
- さらに、救急隊の搬送と処置と、どちらを優先させることが傷病者の救命や予後の向上の観点から適切か、また、各地域における救急がどうあるべきか、検討していくことが望ましい。
- 実施基準を策定し、検証に基づいて実施基準の見直しを行い、より有効な実施基準を、状況に応じて適宜策定していく必要があるため、少なくとも、年に一回は調査・分析に基づき、実施基準全体を見直す必要があると考えられる。

5 都道府県間の調整について

- 傷病者の状況に応じた適切な医療機関について、都道府県で確保していくことが原則ではあるが、医療資源の状況等によっては、都道府県を超えて広域的な対応が必要となることが考えられる。
- また、医療計画においても、都道府県は、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとされている。
- 例えば、佐賀県は、救命救急センターへの搬送において、福岡県や長崎県等との連携し対応を行っている。

・ 参考：佐賀県保健医療計画（平成20年4月）



○ 都道府県を越えた搬送については、隣接都道府県及び隣接都道府県の医療機関と連携し、以下の方法を調整することが考えられる。

(1) 医療機関リストに、隣接都道府県の医療機関をリストアップする方法

(2) 受入医療機関選定困難事案発生時等、医療機関を確保できない場合の対応として、隣接都道府県の医療機関を合意形成基準において位置づける方法

参考（都道府県間の調整に関するもの）

【消防法一部改正法案採決時に付された附帯決議】

- 衆議院総務委員会（平成21年4月17日）（抄）
 - ・ 大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準が都道府県の区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の提供、助言、その他の援助を通じ、都道府県間の調整を図ること。
- 参議院総務委員会（平成21年4月23日）（抄）
 - ・ 大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準については、都道府県間の調整が図られ、区域を越えた広域的な連携に十分配慮した、実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の共有、助言、その他 の援助を行うこと。

【医療計画】

「医療法」（昭和23年第205号）（抄）

- 第30条の4第9項

都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

「医療提供体制の確保に関する基本方針」（厚生労働省告示）（抄）

- 救急医療において、高度救命救急センターを医療計画に明示する場合
 - ・ 広域的に対応する隣接都道府県のセンターを医療計画に記載することも可能
- 周産期医療
 - ・ 周産期医療体制の整備を進める中で、隣接都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや救急医療との連携体制を確保することが重要
- 救急医療や災害時における医療
 - ・ 患者の緊急性度、重症度等に応じた適切な対応が求められるため、救急用自動車はも

とより、ドクターカー、ヘリコプター（ドクターへリ、消防防災ヘリ等）等の搬送手段を活用することにより救急医療の確保を図ることが重要

【ドクターへリ】

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（平成19年法律第103号）（抄）

○ 第5条 （略）

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。